

令和7年

行政連絡事務委託等案内

茅野市



茅野市民憲章

わたくしたちの茅野市は、ハヶ岳連峰に象徴される美しい自然に恵まれ、縄文文化以来の長い歴史をもつ、未来に羽ばたく青年都市です。

わたくしたちは、先人の努力に培われた伝統を受けつぎ、茅野市民としての誇りと責任をもち、人間性豊かな、明るく活力あるまちづくりをめざし、市民の総意によりこの憲章を定めます。

わたくしたちは

1. 恵まれた自然を大切に、環境をととのえ、
美しいまちをつくります。
1. すすんで協力しあい、心のふれあう、
あたたかなまちをつくります。
1. 教育に力をそそぎ、郷土を愛し、
文化の香りたかいまちをつくります。
1. 働くことに誇りと喜びをもち、活気ある
豊かなまちをつくります。
1. 心身をきたえ、健康で、明るく住みよいまちをつくります。

目 次

▼行政連絡事務委託について	…1
<行政連絡事務委託契約書(例)>	…2
◎文書配布について	…3
◎長野県民交通災害共済の加入推進について	…3
《役員の推薦・選出事項について》	
◎選挙事務について	…4
◎防犯指導員の推薦について	…4
◎令和7年度に実施される国の基幹統計調査への協力依頼について	…5
◎赤十字奉仕団員の選出について	…5
◎保健補導員等の選出について	…6
◎福祉推進委員の選出について	…6
◎民生児童委員の選出について	…7
▼区・自治会関係補助金について	…8
◎自主防災組織防災活動強化事業補助金について	…9
◎消防施設整備補助金について	…10
◎公民館分館施設整備事業補助金について	…11
◎コミュニティ助成事業について	…12
▼資機材等の利用について	
◎市道砂利道補修用碎石の配布について	…13
◎凍結防止剤の配布について	…13
◎除雪機の貸出しについて	…13
▼お知らせとお願い	
《防災・消防関係》	
◎自主防災組織の充実・強化について	…14
◎「避難行動要支援者名簿」の提供及び「個別避難計画」の作成について	…15
◎防災行政無線の管理について	…16
◎茅野市安心カードについて	…17
◎消防団員の確保への協力について	…17
◎消防団車両の車検について	…17
《建設・水道・農林》	
◎区内道路の不具合通報のお願いについて	…18
◎区・自治会内の道路・水路の管理について	…18
◎道路・用悪水路の払下、付替に関する区議会の同意について	…19
◎未登記道路用地の解消について	…19

◎境界確認の立会について	…19
◎無線基地局や鉄塔等の設置に伴う同意書について	…19
◎工事の許可等に関する区・自治会の意見書について	…20
◎除雪と凍結防止剤散布のお願いについて	…20
◎市道及び河川等に関する要望の順位付けについて	…20
◎河川愛護会について	…21
◎「上水道配水管緊急修理に伴う断水・交通規制」及び 「下水道施設の緊急対応に伴う交通規制」に関する連絡について	…21
◎林道の維持管理について	…21
◎農業用水路・農地の管理について	…22
◎野生鳥獣による被害通報のお願いについて	…22
◎公民館の耐震診断、住宅耐震化集落懇談会について	…23
◎空き家対策について	…23
《福祉・教育・子育て》	
◎「地域福祉行動計画」の実践への協力について	…24
◎介護予防教室の開催について	…24
◎小中学生通学路の安全対策へのお願いについて	…25
◎ライポくん安心メールへの登録について	…25
《生活環境》	
◎美サイクル茅野への参加協力について	…26
◎特定外来生物(植物)の駆除活動について	…26
◎太陽光発電等再生可能エネルギー発電設備の設置について	…27
◎消費者被害の防止について	…27
◎公共交通について	…28
《募金・寄附金》	
◎日赤募金(赤十字活動資金)のご協力について	…29
◎緑の募金のお願いについて	…29
◎「茅野どんぼん」について	…29
▼事務手続等	
◎市からの情報発信について	…30
◎区・自治会における個人情報保護について	…31
◎地縁による団体の法人化について	…31
◎区・自治会へ振込む際に発送する振込通知書の送付先について	…32
◎水道料金納入通知書等の送付先変更の届出について	…33
◎市に対する要望について	…33
<要望書(ブランク)>	…34
<問い合わせフォームからの要望書の入力方法>	…35

◎地籍図、土地リスト等の公用申請の取扱いについて	…36
<証明書交付・閲覧申請書(blank)>	…37
▼持続可能な区・自治会運営にむけて	
◎区・自治会への加入について	…38
◎区・自治会と神社との関係の望ましい在り方について	…39
◎男女共同参画社会の実現をめざして	…39
▼区・自治会の役員等の負担軽減・担い手不足への対応について	…41
▼社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会からのお願い	…42
◎『社協会費』のご協力について	
◎『赤い羽根共同募金』のご協力について	
◎小地域「ささえあい活動」の推進について	
▼資料編	
◎各課で分担している事務内容(概要)	…44
◎茅野市役所内線番号表	…46
◎地区コミュニティセンター電話番号	…47

行政連絡事務委託について

茅野市では、住みよいまちをつくるため、市民の皆様とともに、公民協働による「パートナーシップのまちづくり」を進めています。区、自治会の役員の皆様には、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

市からお願いする下記事務についての委託契約を市と区・自治会の間で締結をお願いしています。

《委託事務の内容》

- 1 茅野市の発する全戸配布文書の各世帯への配布及びこれに類するもの(月1回原則)
- 2 茅野市の発する回覧文書の各世帯への回覧(月1回原則)
- 3 長野県民交通災害共済の募集
- 4 茅野市の依頼に基づき有線放送等を通じて住民への広報
- 5 各区(自治会)、地域等に対しての茅野市からの各種照会に対する回答
- 6 各区(自治会)、地域等に対しての各種委員、調査員推薦依頼に対する推薦
- 7 その他必要な事項

◎委託料

均等割 … 1区・自治会当たり**62,000円**

世帯割 … 1世帯につき**960円**

支払予定日 … 令和7年10月

※行政連絡事務委託料は、区・自治会に対してお支払いしていますので、区・自治会の会計に入れて処理をしていただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

区・自治会名が入ります

行政連絡事務委託契約書

この契約締結を証するため、契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

委託者茅野市と受託者(区・自治会)は、両者当事者間において、次のとおり行政連絡事務委託契約を締結する。

令和7年1月8日

(総則)

第1条 委託者は、受託者に対して別記要領に基づき行政連絡事務(以下「事務」という。)を委託し、受託者は、これを受託するものとする。

(災害補償)

第2条 前条に定める事務に従事する者の当該事務に従事中の事故に對しては、委託者は受託者に対し茅野市条例に定める公務災害補償の規定に準じて補償するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は契約締結日から令和7年12月31日までとする。

(委託料)

第4条 委託者は受託者に対し、予算の範囲内において委託料を支払うものとする。

2 委託料の支払い時期は、委託契約期間内の令和7年10月中までに支払うものとする。

(雑則)

第5条 この契約書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

区・自治会名が入ります

(委託者) 茅野市長 今井 敦

(受託者) 茅野市 (区・自治会)

(区長・会長)

署名捺印をお願いします

別記要領 区長または会長が入ります

(委託事務の内容)

- 1 茅野市の発する全戸配布文書の各世帯への配布及びこれに類するもの(月1回原則)
- 2 茅野市の発する回覧文書の各世帯への回覧(月1回原則)
- 3 長野県民交通災害共済の募集
- 4 茅野市の依頼に基づき有線放送等を通じて住民への広報
- 5 各区(自治会)、地域等に対しての茅野市からの各種照会に対する回答
- 6 各区(自治会)、地域等に対しての各種委員、調査員推薦依頼に対する推薦
- 7 その他必要な事項

◎文書配布について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課】

1月から12月まで、原則として毎月1回、「広報ちの」を始めとする市からの連絡事務の文書をお届けしますので、各戸配布又は回覧をしていただきますようお願いいたします。

下記「発送日一覧表」の各期日夕方まで(降雪等による道路事情や文書量により、お届けする時間が遅れる場合があります。)に、ご指定の配布先へお届けします。

○令和7年区長宛文書発送日一覧

1月	2月	3月	4月	5月	6月
21日(火)	18日(火)	18日(火)	17日(木)	22日(木)	24日(火)
7月	8月	9月	10月	11月	12月
24日(木)	21日(木)	18日(木)	22日(水)	19日(水)	18日(木)

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

◎長野県民交通災害共済の加入推進について

【市民環境部 市民課】

○交通災害共済は、会費を払い会員になられた方が、自動車、自転車などの交通事故で負傷されたときに、入院・通院の日数に応じて見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

○長野県民交通災害共済の令和7年度の会員募集が2月中旬から始まります。

(1)会費 1人 1年間 400円

ただし、0歳から義務教育終了前までの幼児・児童・生徒(令和7年4月現在)は、市が会費を負担し、一括して加入手続きを行いますので、加入手続きは不要です。

また、ひとり親家庭及び寡婦(65歳まで)の方、障害者手帳の交付を受けている方、生活保護を受給している方は、事前に申請いただくことで、市が会費を負担し、加入手続きを行います。

(2)期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(中途加入の場合は、会費納入日の翌日からとなります。)

この共済は、互助制度であり区長さん、組長さんにご協力いただき、申込書の配布、掛金の納入をお願いしています。

令和5年度の共済見舞金の請求件数は70件、見舞金支給額は391万円で、前年度より請求件数は7件増加、見舞金支給額は60万円増加しました。加入率は令和6年9月末現在40.9%となっています。

より多くの区民の皆さんに交通災害共済(手軽な会費、通院2日から見舞金支給)に加入いただけるよう加入推進にご協力をお願いします。

<問合せ先> 市民課市民係(Tel72-2101 内線255)

《役員の推薦・選出事項について》

◎選挙事務について

【選挙管理委員会】

令和7年に執行される選挙は、参議院議員通常選挙(任期満了7月28日)です。

選挙の際は、次の【依頼事項】についてご依頼させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【依頼事項】

○投票管理者、投票立会人の内申依頼

投票所の投票管理者(1名)、投票立会人(2名)について、各投票所を管理する区長・自治会長さんへ内申をご依頼いたします。

○投票所として使用する公民館等の借用依頼

投票所として使用させていただいている公民館等について、各投票所を管理する区長・自治会長さんへ借用をご依頼いたします。

<問合せ先> 茅野市選挙管理委員会事務局(Tel72-2101 内線212)

◎防犯指導員の推薦について

【総務部 消防課】

茅野市防犯組合では、「安全で安心の住みよいまちづくり」を重点項目として、各区・自治会からご推薦いただいた防犯指導員とともに、防犯診断、防犯パトロールなどの活動を市内各地で実施しています。

市内では、各地区において防犯活動と防犯対策に取り組んでいますが、地域住民の連帯意識を強化し、犯罪抑止力の向上を図る必要があります。

安全で明るいまちづくりを目指すため、防犯指導員の推薦にご理解とご協力をお願いします。

<問合せ先> 消防課消防係(Tel72-2101 内線 677)

◎令和7年度に実施される国の基幹統計調査への協力依頼について

【企画部 企画課】

国(総務省統計局等)では、毎年、基礎資料作成のための基幹統計調査を実施しています。これらの調査は、国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に役立てられます。調査には、毎年行っているもの、5年に一度行われるものなど、その年々により調査の対象や内容が異なります。

令和7年の大規模な調査には、10月1日を基準日として実施される『令和7年国勢調査』があります。

各調査を実施するためには、多くの調査員と地域住民の皆様のご協力が必要となります。

円滑な調査実施のため、令和7年5月(予定)に、区や自治会から調査員を推薦いただきますよう、依頼させていただきます。

また、関連するチラシの配布やポスターの掲示等を依頼することもあります。その際にはご配慮をお願いします。

統計調査に関しまして、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

<問合せ先> 企画課企画係(Tel72-2101 内線153)

◎赤十字奉仕団員の選出について

【健康福祉部 社会福祉課】

豪雨災害や大規模地震などの自然災害が毎年のように起きている中、被災地への人道支援など赤十字奉仕団の活動に対する期待はますます大きくなっています。

こうした状況の中、茅野市赤十字奉仕団は約250名の登録団員により活動しています。主な活動としては、災害時に備えた炊き出し訓練の実施などです。

このような地域に密着した活動を行うためには、ある程度まとまった団員数が各地区にすることが望しく、赤十字奉仕団が組織されていない区・自治会については、奉仕団員の選出にご理解とご協力をお願いします。

また、民生児童委員が赤十字奉仕団員を兼ねている区・自治会もありますが、災害発生時には別々の役割があるため、本来は兼ねられるものではありません。赤十字奉仕団員の選出については、民生児童委員以外からの選出にご協力をお願いします。

<問合せ先> 社会福祉課高齢福祉係(Tel72-2101 内線304)

◎保健補導員等の選出について

【健康福祉部 保健福祉サービスセンター】

保健補導員は、昭和52年、衛生自治会婦人部から改名し、地域の保健活動・健康づくりの担い手として活動が推進されてきました。現在のように高齢化社会が進み、生活習慣病・寝たきり・認知症・心の病気等に対する保健・医療・福祉の向上が求められるようになり、その中で、地域住民が望むことを行政機関に反映させたり、自らの手で生活習慣の改善をはかり、さらに健康を阻害する要因を少しでも解決していくために、住民の自主的組織(保健補導員)として地区組織が生まれてきました。行政機関のお手伝いをする存在ではなく、人と人とのつながりによって保健補導員個人・家庭の健康意識を高め、さらにそれを地域にまでひろげ、地域ぐるみで健康な社会を築きあげていこうとする活動です。長野県が、長寿県になった要因として、この保健補導員活動の存在も掲げられています。

今後も、健康づくりの活動が地域において展開できますよう、各地域で保健補導員の選出をお願いいたします。毎年、10月に来年の保健補導員の選出を、区・自治会をお願いしています。保健補導員は、男女を問いません。また、再選の方でも結構ですので、区・自治会の実情に合わせご協力をお願いいたします。なお、「保健補導員」という名称ではなく、「健康連絡員」として活動していただいている地区がありますので、その場合も同様の扱いとして担当まで報告をお願いいたします。

<問合せ先>

東部保健福祉サービスセンター(玉川・豊平・泉野)	TEL82-0026
西部保健福祉サービスセンター(宮川・金沢)	TEL82-0073
中部保健福祉サービスセンター(ちの・米沢・中大塩)	TEL82-0107
北部保健福祉サービスセンター(湖東・北山)	TEL77-3000

◎福祉推進委員の選出について

【健康福祉部 保健福祉サービスセンター】

福祉推進委員は、市の地域福祉計画(福祉21ビーンズプラン)に掲げる、身近な地域での福祉活動を進めることを目的に、区・自治会単位での福祉活動の推進役として設置を進めてきました。

今後も、区・自治会における福祉活動が継続されるよう、区・自治会の実情に合わせ、福祉推進委員の選出にご協力をお願いいたします。また、活動の継続性に配慮した任期をご検討いただきますようお願いいたします。

区・自治会における福祉活動の企画や実践にあたっては、最寄りの保健福祉サービスセンター(市・社会福祉協議会)の職員が支援いたします。

なお、福祉推進委員の名簿につきましては、地区コミュニティセンターを通じて保健福祉サービスセンターが取りまとめ、活動の支援のために活用させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<問合せ先>

保健福祉サービスセンター福祉21推進係(Tel72-2101 内線332)

◎民生児童委員の選出について

【健康福祉部 保健福祉サービスセンター】

民生児童委員は、民生委員法(※児童委員については、児童福祉法)に基づき、社会奉仕の精神をもって、住民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるものとして、厚生労働大臣が委嘱しています。

民生児童委員の選出にあつたては、市町村に設置された民生児童委員推薦会が都道府県知事に推薦した候補者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦することとされており、茅野市では、民生児童委員の担当区域の区・自治会長に候補者の推薦をお願いしています。

民生児童委員の任期は、1期3年となり、3年に1度一斉改選が行われます。

令和7年が一斉改選の年となりますので、民生児童委員の候補者を期日までに報告くださいますようお願いいたします。

【一斉改選に伴うスケジュール(予定)】

- ・区・自治会長からの民生児童委員の候補者の報告期限 (8月1日)
- ・茅野市民生児童委員推薦会 (8月10日頃)
- ・長野県知事への推薦 (8月中旬頃の日程で県が指定)
- ・厚生労働大臣への推薦 (9月30日)
- ・委嘱決定 (11月初旬に厚生労働大臣から長野県知事への報告を経て市に伝達される)
- ・茅野市民生児童委員委嘱式 (12月1日)

<問合せ先>

保健福祉サービスセンター福祉21推進係(Tel72-2101 内線332)

区・自治会関係補助金について

補助金一覧

補助金名	担当課	手続方法・時期
自主防災組織防災活動強化事業補助金	防災課	担当課へ申請します。随時受付しています。 申請書類等詳細は1月～2月の各地区区長会で説明させていただきます。
消防施設整備補助金	消防課	<p>○基本的な流れ</p> <p>令和7年度事業 令和8年度事業</p> <p>4月 内示書(市)</p> <p>5月 申請書提出(区)</p> <p>6月 交付決定書(市)</p> <p>7月 事業の実施(区)</p> <p>8月 実績報告書提出(区)</p> <p>9月 要望調査配布(市)</p> <p>10月 補助金交付(市)</p> <p>11月 要望調査表提出(区)</p> <p>12月 審査</p> <p>令和8年4月 内示書(市)</p>
公民館分館施設整備事業補助金	パートナーシップのまちづくり推進課	<p>詳細は担当課から案内させていただきます。</p>
コミュニティ助成事業 (一般財団法人自治総合センター、 長野県市町村振興協会)	防災課・ パートナーシップの まちづくり推進課	<p>○基本的な流れ</p> <p>令和7年度事業 令和8年度事業</p> <p>4月～5月 内示書(市)</p> <p>6月 交付決定書(市)</p> <p>7月 事業の実施(区)</p> <p>8月 ※申請希望届(区)</p> <p>9月 ※抽選(区)</p> <p>10月 申請書提出(区)</p> <p>11月 実績報告書提出(区)</p> <p>12月 補助金支払い(市)</p> <p>令和8年4月～5月 審査</p> <p>内示書(市)</p>
		<p>詳細は担当課から案内させていただきます。</p>

◆ 自主防災組織防災活動強化事業補助金について

- ◆ 市では、自主防災組織の充実・強化への支援として、防災資機材整備や防災訓練、学習会活動に対する補助制度を設けていますのでご活用ください。自主防災組織から選出して防災士資格を取得する場合も受講費用が補助金の対象となります。詳しくは、防災課へお問い合わせください。

◆ 【区内放送補助金】

区分		補助対象経費	補助率	補助金交付累計額 の上限
放送 施設	各戸に区内放送受信機を設置し、防災無線を聞くことができる放送施設	各戸に設置する屋内受信機の整備を行うための経費	1回につき、次に掲げるものの合算額とする。 戸別受信機1機当たりの補助基準額（個別受信機1機当たりの整備費から20,000円を減じた額とし、15,000円を限度とする。）に戸別受信機の整備数を乗じた額	なし

◆ 【防災資機材、訓練等の補助金】

区分	補助対象経費	補助率等	補助金交付累計額 の上限
自主防災組織が行う訓練及び学習会	訓練及び学習会を行うのに必要な機材費並びにこれらの訓練及び学習会を行うための経費	1回につき、補助対象訓練及び学習会の実施経費の2分の1以内の額とする（各年度の補助金額の上限は、5万円とする。）。	なし
情報収集 伝達用具	トランシーバー、携帯用ラジオ等の購入に要する経費		
救出救護 避難用具	自動体外式除細動器(AED)、簡易トイレ、簡易浄水装置、車いす、バック毛布、担架、テント、リヤカー、ライト、給水タンク、発電機、給油タンク、給食用具、チェーンソー、工具等の購入に要する経費	1回につき、補助対象施設備品購入額の2分の1以内の額とする。	40万円 (今までの使用額の累計による)
その他の 防災資機材	その他市長が特に必要と認めたもの	1回につき、補助対象施設備品購入額の3分の2以内の額とする。	20万円 (今までの使用額の累計による)

※現在、補助金について見直しを行っており、上記補助金規定は令和7年3月までの適用となります。

<問合せ先> 防災課防災係(Tel72-2101 内線182)

◆消防施設整備補助金について

各区での消防施設の充実と強化への支援として、消防施設整備補助制度を設けています。予算の範囲内で交付していますのでご利用ください。

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
消防詰所	詰所の修繕に要する経費	2分の1	100万円
	建築総面積30m ² 以上50m ² 未満の解体に要する経費	2分の1	80万円
	建築総面積50m ² 以上100m ² 未満の解体に要する経費	2分の1	160万円
	建築総面積100m ² 以上の解体に要する経費	2分の1	240万円
消防車庫器具置場	車庫及び器具置場の修繕及び解体に要する経費	2分の1	30万円
消防警鐘楼(ホースタワー含む)	警鐘楼の新設及び改築に要する経費	2分の1	85万円
	警鐘楼の塗り替えに要する経費	2分の1	10万円
	警鐘楼の解体に要する経費	2分の1	85万円
消防サイレン	本機に要する経費	2分の1	10万円
管そう(ノズル付)	1本につき	2分の1	8,000円
消火栓用ホース	1本につき	2分の1	1万円
格納箱	1基につき	2分の1	1万円
防犯灯(街路灯含む)	LED蛍光灯型新設1基につき	2分の1	2万5,000円
	LED蛍光灯型器具への更新1基につき	2分の1	1万5,000円
	LED電球への更新1球につき	2分の1	1,500円
消防車両任意保険	消防車両任意保険料	2分の1	5,000円

- 1 消防車両任意保険は、対人賠償保険無制限及び対物賠償保険 1,000 万円以上の自動車保険又は自動車共済とする。
- 2 防犯灯 LED 蛍光灯器具への更新及び LED 電球への更新に対する補助は、同一箇所につき1回のみとする。
- 3 消防詰所及び消防車庫器具置場(以下「器具置場等」という。)の解体に要する経費の対象となる機具置場等は、茅野市が別に定める基準によるものとする。

<問合せ先> 消防課消防係(Tel72-2101 内線 677)

◆公民館分館施設整備事業補助金について

茅野市では、公民館分館施設整備事業に対し、補助対象区分に従い予算の範囲内で補助金を交付しています。事業を計画しようとする分館は早めに担当課までご相談ください。

また、予算計上の都合上、事業実施年度の前年8月中旬までに事業計画の概要を担当課までご提出ください。詳細は募集案内を送付いたしますので、ご確認ください。

なお、この補助金の対象となる分館は、茅野市公民館分館規則に定める施設です。

補助対象の区分		補助率等	
1	分館の新築、全部改築又は増築	建築総面積(増築の場合は、増築部分の面積。以下同じ。)30㎡以上50㎡未満	事業費の2分の1以内とし、160万円を限度とする。
		建築総面積50㎡以上100㎡未満	事業費の2分の1以内とし、240万円を限度とする。
		建築総面積100㎡以上150㎡未満	事業費の2分の1以内とし、400万円を限度とする。
		建築総面積150㎡以上200㎡未満	事業費の2分の1以内とし、600万円を限度とする。
		建築総面積200㎡以上	事業費の2分の1以内とし、800万円を限度とする。
2	分館の大規模改修	建築後10年以上経過し、大規模改修が必要な場合で、その事業費が150万円を超えるもの(バリアフリー化改修を除く。)	事業費の5分の1以内とし、150万円を限度とする。
3	分館の所管施設の新築、全部改築、増築	建築総面積30㎡以上50㎡未満	20万円
		建築総面積50㎡以上100㎡未満	30万円
		建築総面積100㎡以上	50万円
4	分館の所管施設の大規模改修	建築後10年以上経過し、大規模改修が必要な場合で、その事業費が100万円を超えるもの(バリアフリー化改修を除く。)	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
5	分館又は分館の所管施設のバリアフリー化改修	バリアフリー化改修が必要な場合で、その事業費が10万円を超えるもの	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。
6	分館の耐震診断	昭和56年5月以前に建設された建築物	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする
7	分館の耐震補強工事	耐震診断により耐震補強を必要とされた建築物で補強工事を実施するもの	事業費の2分の1以内とし、300万円を限度とする
8	分館のアスベスト飛散防止等工事	アスベスト飛散防止等工事が必要な場合で、その事業費が10万円を超えるもの	事業費の2分の1以内とし、150万円を限度とする
9	分館の外構工事	フェンスの設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
		駐車場の設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。
		擁壁の設置又は改修で、その事業費が30万円を超えるもの	事業費の5分の1以内とし、30万円を限度とする。

※大規模改修並びに外構工事のフェンス、駐車場及び擁壁の設置又は改修に係る補助金は、交付を受けた後5年間は、同一の区分の補助金交付の対象となりません。

※補助金の見直しにより、内容が変更する場合があります。

<問合せ先> パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel.72-2101 内線141)

◆ コミュニティ助成事業について

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及広報事業として、市を通じて区・自治会のコミュニティ活動に対する助成を行っていますのでご活用ください。

厳格な申請書類の提出義務、事業完了後の報告義務、購入品への広報表示義務等があり、違反する場合は補助金が交付されないこともありますので、ご理解の上ご応募ください。

【一般コミュニティ助成事業】

事業実施年度の前年6月中旬ころまでに申請希望届を担当課までご提出ください。抽選等が必要な場合があります。詳細は募集通知を送付しますので、ご確認ください。

助成内容	コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備
対象者	区・自治会(体育協会、太鼓保存会等は対象外です)
助成金額	100万円～250万円(助成率100%以内)
事業例 ※今後対象外になる可能性もあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設の備品の整備(机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンタ、テレビ)・イベント用品の整備(テント、ポータブルアンプ、発電機、イベント用ステージ等) ・お祭り用品の整備、修繕(太鼓、法被、獅子頭、神楽、幕、篠笛、提灯等) 基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫・物置等の整備 等
助成の決定	<p>一般財団法人自治総合センターが助成の対象及び金額を決定</p> <p>*採択件数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。茅野市からの申請は3件までとし、抽選により優先順位を決定します。抽選結果に基づき申請を行っても、自治総合センターの審査により採択されない場合があります。</p>

<問合せ先> パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

【地域防災組織育成助成事業】

例年、申請の受付期間が非常に短くなっています。申請予定の自主防災組織は、購入品の選定など事前に準備をお願いします。ご不明な点がございましたら、防災課までご連絡ください。

対象者	自主防災組織等
対象事業	自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設、設備の整備 (例)ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン、無線機、テント、大釜、AED、リヤカー、担架、暖房器具、毛布等
対象外	基礎工事が必要な物、消耗品、中古品、リース・レンタル契約 (例)建築物、消耗品、中古品、車両、銃、刀剣類、小型除雪機、設備・施設(備品)の修理・修繕、申請手数料、シール等
助成金額	30万円～200万円
助成決定	<p>一般財団法人自治総合センターが助成の対象及び金額を決定</p> <p>※採択件数に限りがあります。全国からの助成希望が多いため、ご希望に添えない場合があります。また、市の自主防災組織防災活動強化事業(備品購入費)補助金残高の少ない区・自治会やその他の要件が考慮される場合がありますのでご了承ください。</p>

<問合せ先> 防災課防災係(Tel72-2101 内線182)

資機材等の利用について

◎市道砂利道補修用碎石の配布について

【都市建設部建設課】

市道の砂利道(ほ場区域内は除く)の砂利敷きは、区・自治会等により実施していただいています。出払い等の際、碎石を必要とする場合は、下記問合せ先に事前にご連絡をお願いします。

<問合せ先> 建設課維持係(Tel72-2101 内線 504)

◎凍結防止剤の配布について

【都市建設部建設課】

生活道路の凍結部分については、道路をご利用する方などにより散布いただくための凍結防止剤を配布しています。市役所と泉野、金沢、北山の各地区コミュニティセンターの4箇所では配布を行っていますので、区・自治会を代表する方が取りに来ていただくようお願いします。

凍結防止剤の配布時間は、平日・休日とも午前8時30分から午後5時15分までです(3箇所の地区コミュニティセンターは、平日のみ)。一回当たり3袋を上限としての配布となります。

<問合せ先> 建設課維持係(Tel72-2101 内線 504)

◎除雪機の貸出しについて

【市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課】

市では、除雪対策の一環として、各地区コミュニティセンターに除雪機を配備しています。

この除雪機は地区コミュニティセンター周辺の除雪はもとより、区・自治会でもご利用いただけますのでご活用ください。

<問合せ先>

各地区コミュニティセンター(連絡先は、資料編をご参照ください。)

お知らせとお願い

《防災・消防関係》

◎自主防災組織の充実・強化について

【総務部防災課】

近年、気候変動等を背景に日本各地で大雨災害が激甚化・頻発化しています。それから、市内には地震発生の確率は高いとされる糸魚川—静岡構造線断層帯が横断しているほか、諏訪6市町村は東海地震の地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、今まで以上に住民、自主防災組織、行政、防災関係機関が一体となった、自然災害に対する備えが必要となっています。

また、災害による被害が大きいほど、救助を実施する行政機関(自治体、消防、警察、自衛隊等)だけでは対応が困難になり、自主防災組織の活動が重要になります。

このため、市では、自主防災組織の充実と強化に向け、次のことについて重点的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

①訓練や学習会の実施及び支援

今年6月に水防土砂災害訓練、9月に総合防災訓練を予定しています。9月7日(日)は、茅野市防災の日と位置付け訓練を実施しますので、各自主防災組織でも、大規模地震等の発生を想定した防災訓練を実施していただくようお願いします。

また、防災課職員が地域に出向き、訓練や学習会の支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

②自主防災組織への補助

「茅野市自主防災組織防災活動強化補助金」制度を防災資機材整備や防災訓練や学習会活動にご活用ください。その他に「コミュニティ助成事業」も合わせてご利用ください。

※自主防災組織の主な役員は、区・自治会の役員で構成されており、単年で交代する場合があります。災害時に自主防災組織がスムーズに活動するために、防災の知識を持っている方(消防団経験者、防災士資格取得者など)が複数年組織に関わる仕組みをご検討ください。また、現在の自主防災組織の体制は、結成当時に作成された地震・火災を主対象とするものではないでしょうか。近年は台風や大雨による浸水害、土砂災害が多発していますので、これらの場合にも対応した体制の見直し防災計画の策定をご検討ください。詳細や不明な点は、防災課が支援いたしますのでご相談ください。

<問合せ先> 防災課防災係(Tel.72-2101 内線182)

◎「避難行動要支援者名簿」の提供及び「個別避難計画」の作成について

【総務部防災課】

【健康福祉部保健福祉サービスセンター】

災害で犠牲になった方の中で自ら避難が難しい高齢者や障害のある方など(避難行動要支援者)の割合は高くなっています。

茅野市では、災害対策基本法、茅野市地域防災計画及び茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例の規定に基づき、平成27年度から「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新しています。

例年6月頃に避難支援等関係者として、各区・自治会長(自主防災組織)や民生児童委員等に名簿を提供していますので、平時の声かけや見守り活動、災害時の避難支援にご活用ください。

なお、この名簿には個人情報が含まれていることから、取扱いには十分注意していただき、引き継ぎをお願いします。

また、頻発する豪雨災害において、避難行動要支援者に被害は集中したことから、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の心身の状況等に合わせた「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。

災害対策にあたっては、「自助」・「共助」・「公助」の連携が大切なことはもちろんのこと、避難支援の実行性を高める「共助」無くしては、災害に対処することはできないことから、茅野市では、区・自治会単位での個別避難計画の作成を推進していくこととしています。

区・自治会長様には、個別避難計画作成にご協力をお願いいたします。

なお、個別避難計画に向けては、地域を担当する保健福祉サービスセンターの職員、社会福祉協議会の職員が支援にあたらせていただきます。

<問合せ先> 避難行動要支援者名簿に関すること

防災課防災係(Tel72-2101 内線182)

個別避難計画に関すること

東部保健福祉サービスセンター(Tel82-0026) 玉川、豊平、泉野

西部保健福祉サービスセンター(Tel82-0073) 宮川、金沢

中部保健福祉サービスセンター(Tel82-0107) ちの、米沢、中大塩

北部保健福祉サービスセンター(Tel77-3000) 湖東、北山

保健福祉サービスセンター福祉21推進係(Tel72-2101 内線332)

◎防災行政無線の管理について

【総務部防災課】

茅野市では、気象情報や避難情報等の各種情報を市民の皆さんに伝達できるように、市内に185局の同報系屋外拡声受信局(電柱にスピーカーがついた屋外放送設備)と、各区・自治会、市出先機関等に同報系戸別受信機を設置しています。

また、屋内で放送が聞こえにくい場合がありますので、防災行政無線放送メール配信サービスや茅野市公式 LINE、防災行政無線放送を聞くことができる区内放送戸別受信機、電話で音声が届けるフリーダイヤル「こうほうちの」など様々な媒体により情報を発信しています。

区内放送戸別受信機の購入については、自主防災組織への補助金制度があります。この補助金を使用する場合には、防災課に申請後、購入をお願いします。

防災行政無線関係では、次の機材の管理をお願いしていますので、確認及び引継ぎをお願いします。

◇移動系無線(ハンディ型)(下図1)

- ・充電器、予備バッテリー、取扱説明書とセットで引き継いでください。

◇同報系屋外拡声受信局(スピーカー)ボックスのカギ(下図2)

- ・同報系屋外拡声受信局(スピーカー)で放送をするときの取扱手順は以下のとおりです。

- ①スピーカー柱下部のボックス(下図3)をカギで開け、受話器を取り出す
- ②「チャイム」のスイッチを「上り」に入れる→上りチャイムが鳴る
- ③受話器の横にある「マイク」スイッチを上を押したまま話す
- ④「チャイム」のスイッチを「下り」に入れる→下りチャイムが鳴る
- ⑤受話器を戻し、ボックスにカギをかける

- ・ボックスの中にある「電源」のスイッチは絶対に切らないでください。

- ・落雷・停電後等スピーカー音声が出ない場合は「電源」を確認して下さい。



1 移動系無線



2 ボックスのカギ



3 放送ボックス

<問合せ先> 防災課防災係(Tel72-2101 内線182)

◎茅野市安心カードについて

【健康福祉部社会福祉課】

平成23年に東日本大震災が発生したことを契機に、けがや急病等に対しても準備することが必要と考え、平成24年に「茅野市安心カード」を作成しました。

急病や災害時等の緊急時に何らかの支援が必要で、配布を希望される方に、保健福祉サービスセンターまたは民生児童委員を通じて希望する方へお配りしています。

「茅野市安心カード」は、緊急連絡先、かかりつけ医療機関、服用中の薬等を記入し、急病や災害発生時など、必要な支援の情報をご本人に代わって救急隊や医療機関等へ伝えることができるように、冷蔵庫に貼って保管するよう、説明しております。

区長・自治会長様には、避難行動要支援者に「茅野市安心カード」を配布していることをご承知いただき、区・自治会の関係者にもご周知のうえ、区・自治会の避難訓練の際に「茅野市安心カード」を活用いただきますようお願いいたします。

<問合せ先> 社会福祉課障害福祉係(Tel72-2101 内線 315)

◎消防団員の確保への協力について

【総務部消防課】

「自分たちの地域は自分たちで守るために」

消防団は、消防署とともに連携協力して災害対応にあたり、また平常時においても、地域に密着した防火・防犯活動を行う地域防災の要であります。人口減少や少子高齢化、また、勤務形態の変化などにより、消防団員確保が困難な状況にあるため令和5年4月より「茅野市消防団総合計画」を策定し、地区ごとに組織の見直しを行っています。

市では、パンフレット、ビーナネット chino、LCV-FM等で消防団活動のPRと合わせ団員募集を行っていますが、各区・自治会におきましても、消防団員、女性消防団員の確保にご協力をお願いします。

<問合せ先> 消防課消防係(Tel72-2101 内線 677)

◎消防団車両の車検について

【総務部消防課】

消防団車両の車検に伴う自賠責保険料・重量税は市の負担となりますので、請求書を消防課へご提出ください。

点検・修理費等は対象外ですのでご注意ください。

<問合せ先> 消防課消防係(Tel72-2101 内線 677)

《建設・水道・農林》

◎区内道路の不具合通報のお願いについて

【都市建設部 建設課】

市では、道路パトロールを実施し、応急補修(舗装道路の穴埋め等)を行っていますが、緊急性のある不具合(舗装道路の陥没、横断側溝の破損、路肩の崩れ等)を発見した場合は、速やかに建設課までご連絡をお願いします。

緊急以外のご要望については、「お知らせ」の中の「◎市に対する要望について」をご覧ください。要望書は、公益性、公平性等を考慮の上、区内で優先順位を決めてご提出をお願いします。ご要望いただいても対応できない箇所もありますので、ご理解をお願いします。

また、道路沿いの土地への出入口の側溝や蓋等の破損につきましては、土地の使用者に復旧していただいています。

<問合せ先> 建設課維持係(Tel72-2101 内線 504・505)

◎区・自治会内の道路・水路の管理について

【都市建設部 建設課】

【産業経済部 農林課】

生活道路沿線の草刈り、用排水路の管理、道路上に出ている枝の剪定、砂利道への砂利敷きなどにつきましては、区・自治会など地元でのご対応をお願いしています。引き続きご協力をお願いいたします。

河川・水路の草刈りをさせていただく際、刈った草が下流に流れると、用水路の取入口の閉そく、河川溢水の原因となります。流さないようご注意くださいとともに、大規模な草刈りをされる場合には、事前に建設課へご連絡をお願いします。

また、用排水兼用側溝は、降雨が予想される前には、用水を止めるなどの管理を徹底していただきますようお願いします。

個人住宅の生垣や木の枝が、道路に出ている交通に支障となっている箇所につきましては、土地の所有者の方で管理をお願いします。農作業機械等が道路を走行する際、道路を汚した場合は起因者により清掃等をお願いします。

市道砂利道への砂利敷き材料については、「資機材等の利用について」の中の「◎市道砂利道補修用碎石の配布について」をご覧ください。

<問合せ先> 建設課維持係(Tel72-2101 内線 504・505)
農林課土地改良係(Tel72-2101 内線 406)

◎道路・用悪水路の払下、付替に関する区議会の同意について

【都市建設部 建設課】

市の道路・用悪水路を区民等に払い下げたり、付け替えたりする場合は、一時的な工事等に比べ地域への影響が大きいため、区・自治会(区議会等)の同意を確認します。区民、業者などが直接依頼しますので、区議会等の同意がされた場合には、承諾書と議事録の写しの発行をお願いします。

<問合せ先> 建設課管理係(Tel72-2101 内線 503)

◎未登記道路用地の解消について

【都市建設部 建設課】

市内には、公共事業以外で開設された道路で、登記が完了していない道路用地があります。このような未登記箇所の解消は、各区・自治会、地権者のみなさんにご協力をいただきながら処理してまいりますので、ご協力をお願いします。

※未登記を解消するための手順

- ① 要望書(路線ごと) ⇒ ② 境界の確定 ⇒ ③ 測量
⇒ ④ 道路用地の寄付 ⇒ ⑤ 登記

<問合せ先> 建設課管理係(Tel72-2101 内線 502)

◎境界確認の立会について

【都市建設部 建設課】

市の道路・水路と民地の境界を確認する場合には、区の方針により区長・自治会長さんに立会をお願いすることがあります。通常、境界確認の申請者(区民、土地家屋調査士など)が直接依頼しますが、市からお願いする場合があります。

また、区長・自治会長さんの立会を要しないとされている区・自治会でも、状況によってはお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

<問合せ先> 建設課管理係(Tel72-2101 内線 510)

◎無線基地局や鉄塔等の設置に伴う同意書について

【都市建設部 都市計画課】

携帯電話会社各社は、サービス可能地域の拡大や通話品質の向上のため、各地で携帯電話用無線基地局を設置しています。また、電力会社では、電力供給用の鉄塔を設置しています。

市では、無線基地局や鉄塔の設置に伴い、優れた自然景観や八ヶ岳の眺望を阻害しないよう指導するため、設置者に景観計画区域内行為の届出をお願いしています。その際に、地域区分や高さにより設置場所の区・自治会長さんの同意書を添付していただいております。

設置業者が同意書のお願いに伺った場合には、設置場所が周囲の景観を阻害しないか否かをご確認いただくと共に地元の方々のご意見をお聞きして、ご判断くださるようお願いいたします。

<問合せ先> 都市計画課公園景観係(Tel72-2101 内線 536)

◎工事の許可等に関する区・自治会の意見書について

【都市建設部 建設課】

市が工事(道路・水路の占用、自営工事、掘削など)を許可・承認する場合には、区長・自治会長さんのご意見を確認しています。

区民、業者などが直接依頼しますので、区・自治会として確認いただき、意見書へ記入をお願いします。

<問合せ先> 建設課管理係(Tel72-2101 内線 503)

◎除雪と凍結防止剤散布のお願いについて

【都市建設部 建設課】

市では、主に幹線道路について10cm以上の積雪により除雪を行っています。幹線以外の区・自治会内の生活道路や歩道につきましては、区・自治会・PTA等の皆さんで協力し合って除雪をお願いします。

区・自治会が独自に業者に除雪を依頼して、除雪用車両で作業する場合、黄色警告灯を装備するため、県公安委員会の「緊急自動車等指定証」を受ける必要があります。除雪を依頼する業者が決まりましたら、建設課管理係へご連絡ください。

凍結防止剤の散布は、幹線市道の急坂・日陰部で行っています。区・自治会内の道路や歩道の凍結防止剤散布につきましては、区・自治会等で散布にご協力をお願いします。

また、雪かきの際、水路への雪の投入は詰まりの原因となりますので、水路に雪を入れないようお願いいたします。市では降雪の状況により雪捨て場を開設いたします。その際は、ホームページ等で情報をお伝えします。

<問合せ先> 建設課維持係(Tel72-2101 内線 504・505)

◎市道及び河川等に関する要望の順位付けについて

【都市建設部 建設課】

【産業経済部 農林課】

市道(農道・林道含む)及び河川等に関するご要望が区民の皆さんから寄せられ、これらを区長・自治会長さんが市に要望書として提出されますが、市としましては、財源に限りのあるなか、これらの全てに対応することは難しい状況です。

より効率的な行政運営に努めるため、その緊急性・公平性などに応じて対応していますので、区・自治会におかれましても、区としての順位付けをご検討いただいたうえでご要望いただくようお願いいたします。

また、ご要望をいただく時期につきましても、予算配分の関係上、緊急性のある箇所を除いて、6月末を目処にご提出いただきますようお願いいたします。

<問合せ先> 建設課建設係(Tel72-2101 内線 506)

農林課土地改良係(Tel72-2101 内線 406)

◎河川愛護会について

【都市建設部 建設関連課】

茅野市内には18の一級河川があります。これらの一級河川沿線の地域や団体のみなさんによって、生活に身近な河川の環境を守り、河川を美しくすることなどを目的に、26の「河川愛護会」がつくられています。各団体は、草刈り、草焼き、河川清掃などの河川愛護活動を行っています。

一級河川に関係した河川愛護会をつくり、届出を出したあとは、活動内容に応じ河川管理者の長野県から支援策があります。一級河川の近くにお住まいの、区・自治会、団体のみなさんで愛護会についてお考えの場合、また、もっと詳しく知りたい場合は、お気軽にご相談ください。

<問合せ先> 建設関連課(Tel72-2101 内線 522)

◎「上水道配水管緊急修理に伴う断水・交通規制」及び「下水道施設の緊急対応に伴う交通規制」に関する連絡について

【都市建設部 水道課】

区・自治会内で上水道配水管及び公道内の給水管の漏水等による緊急修理を行う場合は、工事箇所や断水範囲、交通規制について、電話にてご連絡します。範囲が広いときは、区内放送等で住民の方に周知を依頼する場合があります。

なお、下水道施設の緊急対応につきましても、上記水道施設の緊急修理と同様に依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

<問合せ先> 水道課給水維持係 (Tel72-2101 内線 665)
水道課下水道管理係(Tel72-2101 内線 654)

◎林道の維持管理について

【産業経済部 農林課】

近年の集中豪雨の発生により、林道路面の洗掘、路肩の崩落といった被害が発生しています。定期的に路肩の側溝(土側溝)や路面の水切りの維持管理を行っていただくことで、被害を未然に防ぐこともできますので、ご協力をお願いします。

<問合せ先> 農林課林務係(Tel72-2101 内線 405)

◎農業用水路・農地の管理について

【産業経済部 農林課】

農業用水路は、土砂等の堆積物や農業用資材等のゴミ、刈った草などが詰まりの原因となり溢れ、農地の法面崩壊や宅地への浸水被害等が増加しています。区・自治会の関係者におかれましては、定期的に巡視等を行っていただくとともに、用水を利用している地元の皆さまへ、草刈りや泥上げ等の維持管理、また水量調節等を適切に行うよう周知していただきますようお願いいたします。

なお、施設や農地の老朽化が市内全域で進行しています。そのため、軽微な補修等につきましては、地元のみなさまにて行っていただくなど、施設の長寿命化にご協力をお願いいたします。

河川から取水を行っている水路について、2月から9月末までの漁期間は、重機を使用して河川内で水を濁らす作業を行うことはできませんので、ご理解をお願いいたします。災害時につきましては、農林課へご相談ください。

<問合せ先> 農林課土地改良係(Tel72-2101 内線 406)

◎野生鳥獣による被害通報のお願いについて

【産業経済部 鳥獣被害対策室】

ニホンジカをはじめとする野生鳥獣による農業、林業、生活被害に対し、茅野市では、諏訪猟友会茅野支部へ有害鳥獣捕獲の委託や、地域の防護柵設置事業への支援を行っています。また、平成24年度からは鳥獣被害対策実施隊を設置し、ニホンジカの捕獲を強化しています。

区・自治会の関係者におかれましては、農作物等への被害情報や住宅地への出没情報がございましたら「被害・目撃の日時」「動物の種類」「被害状況」を鳥獣被害対策室までお知らせいただきますようお願いいたします。

<問合せ先> 鳥獣被害対策室(Tel72-2101 内線 408)

◎公民館の耐震診断、住宅耐震化集落懇談会について

【都市建設部 都市計画課】

茅野市地域防災計画で区・自治会の一時避難集会場所として指定され、昭和56年5月31日以前に工事着工した公民館を対象として、耐震診断を行う場合に補助が受けられます。詳細については、都市計画課建築係へお問合せください。

また、住宅の耐震化促進のため、住宅耐震化集落懇談会を防災課と合同で行っております。防災課から防災について、都市計画課から住宅耐震診断・改修の補助制度、ブロック塀等撤去等の補助制度などの説明をさせていただきます。お住まいの地域の防災、住宅の耐震化をあらためて考える機会になると思いますので、各区・自治会での開催と、区・自治会ぐるみの取組をお願いいたします。

<問合せ先> 都市計画課建築係(Tel72-2101 内線 539)

◎空き家対策について

【都市建設部 都市計画課】

建物の老朽化、少子高齢化による人口減少や社会的ニーズの変化等により、空き家については全国的に社会問題となっており、茅野市においても今後さらに増加することが予想されます。

空き家の老朽化による危険性や空き家のある敷地の庭木の枝や草木の繁茂等でお困りの場合には、所有者に適切な維持管理を働きかけますので、都市計画課までご連絡をお願いいたします。

また、空き家に関しては、地域の方々がその事情をよく把握されていたり、居住者のいない家屋やその所有者の現在の居住地・連絡先等を把握し活用されている区・自治会もありますので、地域での所有者への働きかけ等についてもご検討をお願いいたします。

<問合せ先> 都市計画課住宅係(Tel72-2101 内線 538)

《福祉・教育・子育て》

◎「地域福祉行動計画」の実践への協力について

【健康福祉部 保健福祉サービスセンター】

茅野市が進める「福祉でまちづくり」のため、地域の支え合いの活動などへの住民参加や地域の福祉力の醸成が図られるよう、地域での福祉活動の目標となる「地域福祉行動計画」を各地区(ちの地区は区ごと)で策定しています。

地域での福祉活動は、地区社会福祉協議会関係者や各区・自治会で選出いただいた福祉推進委員が推進役として、企画や実践をしています。

区・自治会長など区・自治会の役員の皆様におかれましては、身近な地域での福祉活動を通じた地域福祉行動計画の実践にご理解とご協力をお願いいたします。

<問合せ先> 保健福祉サービスセンター福祉21推進係(TEL72-2101 内線 332)

◎介護予防教室の開催について

【健康福祉部 保健福祉サービスセンター】

市では、介護予防事業のメニューの1つとして「脚腰(あしこし)おたっしや教室」を、区・自治会を単位として、公民館等を会場に開催をしています。

教室は現在、49 の区・自治会で開催しており、下肢筋力の維持・向上を目的に、健康運動指導士が指導にあたっています。

区・自治会長など区・自治会の役員の皆様におかれましては、公民館等の会場使用等につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

<問合せ先> 東部保健福祉サービスセンター(TEL82-0026)

西部保健福祉サービスセンター(TEL82-0073)

中部保健福祉サービスセンター(TEL82-0107)

北部保健福祉サービスセンター(TEL77-3000)

◎小中学生通学路の安全対策へのお願いについて

【こども部 学校教育課】

登下校中の小中学生に対する「声かけ」、「わいせつ行為」、「傷害・殺人」など不審者による事件が近年全国的に多発しています。

茅野市におきましても学校、PTA、高齢者団体等の皆さんによる安全のための見守りの実施や、警察署や郵便局・タクシー協会・JA・諏訪信用金庫・市役所職員・消防署による公用自動車での見守りを行っています。

各区・自治会におかれましても、区内の通学路の外灯の点検や、登下校の時間に住民の皆さんが地域ぐるみで子どもたちを見守っていただき、不審者の出にくい環境作りへのご協力をお願いします。

<問合せ先> 学校教育課教育総務係(Tel72-2101 内線 603)

◎ライポくん安心メールへの登録について

【こども部こども課】

茅野市では「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指し、子どもとその家族を市民と市が一緒に応援、支援していくことを推進しています。

この一環として、地域で子ども等を犯罪の被害から守るためにお役立ていただきたく、長野県警察が県内で発生した事案や防犯、交通事故、防災等に関する情報を配信している「ライポくん安心メール」の登録にご協力をお願いします。

なお、登録につきましては「raipo667001@yb74.asp.cuenote.jp」に空メールを送信し、配信を希望するパソコンまたは携帯電話で登録を行ってください。

※ライポくん安心メールは、令和7年2月2日をもって配信を終了し、長野県警公式アプリからの配信となります。アプリの詳細情報については、ライポくん安心メール、長野県警ホームページから順次配信予定です。ライポくん安心メール登録要領等の詳細につきましては、長野県警察ホームページからご確認をお願いします。

<問合せ先> こども課こども係(Tel72-2101 内線 612)

《生活環境》

◎美サイクル茅野への参加協力について

【市民環境部 美サイクルセンター】

茅野市では、平成8年から福祉、環境、教育をまちづくりの重点3課題と位置づけ、施策の企画、立案そして実践について市民・民間と行政が一体となったパートナーシップのまちづくりが進められています。

その環境分野の市民活動団体として平成8年に設立されたのが「美サイクル茅野」です。

美サイクル茅野は、茅野市の環境美化活動及び環境教育の推進並びに循環型社会の実現に努め、併せて八ヶ岳山麓に広がる恵まれた自然環境の保全活動を総合的に推進することを目的にしています。この目的に賛同する市民及び企業、団体、関係機関の協力をいただきながら活動を進めています。

部会の一つ、美化推進部会では、市民の参加による「美しい環境の保全」、「ごみを捨てさせない環境づくり」を掲げ活動を進めており、地区環境自治会長・支部長さんに部会員としてご協力をお願いしています。

また、地区リサイクルステーションでの分別に関する説明会への参加のお願いや美サイクル推進大会などのご案内をさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

<問合せ先> 美サイクル茅野事務局 美サイクルセンター業務係(Tel72-2905)

◎特定外来生物(植物)の駆除活動について

【市民環境部 環境課】

市内では、外来生物法により特定外来生物に指定されている「オオハンゴンソウ」「オオキンケイギク」「アレチウリ」の3種類の植物が多く確認されています。繁殖力が強いこれらの植物をそのまま放置すると、在来の生態系を壊してしまう危険性があるため、市では防除活動の啓発を行っています。

区・自治会におかれましても、出払い時などに合わせて駆除活動を実施していただき、特定外来生物の拡大防止にご協力をお願いいたします。

<問合せ先> 環境課環境保全係(Tel72-2101 内線 262・263)

◎太陽光発電等再生可能エネルギー発電設備の設置について

【市民環境部 環境課】

市では、「茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」に基づき、再生可能エネルギー発電施設を設置する事業者に対して、事業計画の届出をお願いしております。

また、太陽光発電設備の設置については、「茅野市生活環境保全条例」により、届出の手続き等が義務化されています。

事業の適正化を図るため、事業者は予め近隣住民及び関係する区長さん等に対して説明会を開催することになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

<問合せ先> 環境課環境保全係(Tel72-2101 内線 262・263)

◎消費者被害の防止について

【茅野市消費生活センター】

特殊詐欺等により、多額の被害が発生する状況が続いています。特に高齢者等が狙われやすく、被害にあった方の約80%が60歳以上で、消費者トラブルには健康食品の送り付け、架空請求、投資に関する二次被害、ワンクリック請求、住宅等のリフォーム工事トラブルなどがあります。

こうした被害をなくすためには、身近にいるご家族やご近所などの地域の皆さまの見守りが大切です。見知らぬ訪問者が次々に入出入りしている、不自然な工事を繰り返している、急いで高額な支払いをしようとしているなど、気になる行動があった時には、お声かけをしていただき消費生活センターへ相談することをすすめてください。

また、70歳以上の高齢者世帯を対象にした『特殊詐欺抑止装置』を電話機に接続する貸出事業を行っております。被害が予見できるような相談がありましたらPRしていただき、被害防止のご協力をお願いします。

※消費生活センターでは、特殊詐欺や悪質商法等の被害を未然に防ぐため「出前講座」を開催しています。区・自治会・敬老会・高齢者クラブの会合などへ出向き「特殊詐欺、悪質商法の手口や対処方法について」ご案内しておりますので、お気軽にお申し込みください。

お申し込み先・・・茅野市消費生活センター(市民課内)(Tel72-2101 内線 256)

<問合せ先>

茅野市消費生活センター(市民課内)(直通相談ダイヤル^{なごーはいや}☎75-8188)

消費者庁相談ホットライン(^{いや}☎188)

茅野警察署生活安全課(Tel82-0110 代)

◎公共交通について

【企画部 地域創生課】

市民の皆さんの通学通勤、買い物、通院などの移動手段を確保し、外出機会の増加によるまちの賑わいの創出、観光客やビジネスなど移動の利便性や回遊性の向上による人の交流の活発化など、地域公共交通を取り巻く課題に対し、新しい地域公共交通体系の構築を進めています。「いつでも、行きたい時に、行きたい場所へ、しかも適正な金額で」を目指し、令和4年度から通学通勤バス及びAIデマンド交通「のらぎあ」の本格運行を開始しました。

通学通勤バスは、朝夕の茅野駅の渋滞緩和、高校生等の保護者の送迎の負担軽減や温室効果ガス削減などにつながる取組として6路線を運行しています。「のらぎあ」は従来の生活路線バスの13路線に替わる移動手段として運行を開始しました。

新しい地域公共交通については、引き続き体系構築及び改善を進めていきます。現行の公共交通に関する不明な点やご要望などありましたら、地域創生課までお問い合わせください。

<問合せ先> 地域創生課地域創生係(Tel72-2101 内線232・233)

《募金・寄附金》

◎日赤募金(赤十字活動資金)のご協力について

【健康福祉部 社会福祉課】

日本赤十字社では、人道博愛の精神を理念に、難民や飢餓に苦しむ人々の国際救援活動をはじめ、国内においても地震・洪水などの災害に対する救援活動のほか、医療事業、血液事業、奉仕団活動、各種講習の普及などの赤十字活動を積極的に推進しています。(日本赤十字社の長野県を統括する長野県支部長は県知事が、茅野市を統括する茅野市地区長は市長が就任しており、公共性の高い法人です。)

こうした赤十字活動の原資となる募金募集を本年も予定しています。6月に募金の案内、8月に取りまとめをお願いする予定ですのでご協力をお願いします。なお、募金額は個人の意思としていますが、目安として一戸あたり500円とさせていただきます。集められた募金の一部は、各地区の募金実績の10%を各地区コミュニティ運営協議会へ交付し、地区の活動費として活用していただいております。

<問合せ先> 社会福祉課高齢福祉係(Tel72-2101 内線304)

◎緑の募金のお願いについて

【産業経済部 農林課】

緑の募金は、公益財団法人長野県緑の募金(諏訪地区緑化推進委員会)が主体となっており、その配当金(交付金)は、毎年公共施設や各区・自治会の緑化事業、新入学児童への記念樹の配布等幅広く有効に活用されています。

本年も、同会の依頼を受けて緑の募金活動を実施いたしますので、区長・自治会長さんに募金袋・チラシの配布と、募金の取りまとめをお願いします。

また、公共施設緑化木申込みなどのご案内もいたしますので、ご協力をお願いします。

<問合せ先> 農林課林務係(Tel72-2101 内線405)

◎「茅野どんぼん」について

【企画部 企画課】

市民祭「茅野どんぼん」は、今年で第48回を迎え、8月9日(土曜日)に開催を予定しています。伝統あるこの「茅野どんぼん」の運営費の一部は、市民の皆さんからの寄付金によりまかなわれています。寄付募集につきましては、例年、区長・自治会長さんを通じてお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

<問合せ先> 企画課(Tel72-2101 内線152)

事務手続等

◎市からの情報発信について

【企画部 地域創生課】

市では、「広報ちの」「ホームページ」等で市民の皆さんに行政情報を提供しています。
また、SNSとして Facebook(フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)、LINE(ライン)、YouTube(ユーチューブ)を活用し行政情報のほかに、茅野市の魅力を幅広く発信しています。

- ・「広報ちの」 広報紙。月1回市からのお知らせを掲載しています。
- ・「公式ホームページ」 市からのお知らせを随時掲載しています。
- ・「ビーナチャンネル」 行政チャンネル。LCVのケーブル網を活用し、市からのお知らせや行事の様子をテレビで放映しています。
- ・「ビーナネット Chino」インターネット動画番組サイト。市の魅力や情報を、YouTube 及びウェブサイトで配信しています。
- ・「LINE」 市からのお知らせを配信しています。
- ・「LCV-FM」 ラジオ放送。1日3回近隣6市町村や県からのお知らせを放送しています。災害時には、災害放送を行います。
- ・「Facebook」(アカウント「茅野市」) 市の情報や魅力をリアルタイムで発信しています。
- ・「Instagram」(アカウント「chino_nagano_official」)市の魅力を写真で紹介しています。
- ・Facebook アカウント「チノクラシ」、Instagram アカウント「ChinoKurashi」については市民特派員の方々が市の魅力を紹介しています。



Facebook



Instagram



ビーナネット
Chino



LINE

<問合せ先> 地域創生課広報係(Tel72-2101 内線 235)

◎区・自治会における個人情報保護について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課】

平成29年5月の改正個人情報保護法の全面施行に伴い、区・自治会が作成する名簿についても法の適用対象となりました。従来から個人情報を適切に取り扱っていれば、大きな負担とはなりません。注意すべきポイントをまとめましたので、ご確認ください。自主運営の団体である区・自治会は、区民の合意の上で、本来の活動の趣旨等に応じた必要最小限の名簿の作成や情報管理をしていくことが必要となっています。

◎個人情報保護法遵守のポイント

- ① 情報取得の際に利用目的を本人に通知する
- ② 本人の同意なしに利用目的以外に使用してはいけない
- ③ 本人の同意なしに第三者に提供してはいけない
- ④ 情報漏えいを防ぐために必要かつ安全な措置をとる
- ⑤ 本人からの請求があれば開示し、誤りは訂正する

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

◎地縁による団体の法人化について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課】

1 はじめに

区・自治会等(「地縁による団体」といいます。)は、その団体の名称では不動産の登記等ができませんでしたが、不動産等を保有する前提で一定の手続の下に法人格を取得でき、団体の名称で不動産の登記等ができるようになっていきます。

しかし、令和3年の地方自治法関連規則の改正により、認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるようになりました。

2 地縁による団体(区・自治会)が法人格を得るための認可の要件

「地縁による団体」が法人格を得るためには、市長の認可を必要とし、市長の認可に必要な要件は、次の4つです。

- (1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2)その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3)その区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4)規約を定めていること。この規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項、が定められていなければならないこと。

3 認可後の地縁による団体の課税関係

下記に示すとおり基本的に認可の前後で変わらないようになっています。

税 目		認可前の地縁による団体	認可後の地縁による団体
国 税	法 人 税	人格のない社団等として収益事業のみ課税	公益法人等とみなされ収益事業のみ課税
	消 費 税	別表第三の法人と同じ	別表第三の法人とみなす
地 方 税	法人県民税	人格のない社団等として収益事業のみ課税	法人税法上公益法人等とみなされ収益事業のみ課税
	法人市民税	同 上	同 上
	法人事業税	同 上	公益法人等と同様、収益事業のみ課税
	事業所税	人格のない社団等として収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税	公益法人等と同様、収益事業以外の事業に係る事業所床面積等に対しては非課税

※基本的には団体の名称で登記できるための制度であり、税制上のメリットはありません。

4 市内の認可団体

茅野市では、現在、青柳区、大池区、茅野町区、山田区、横内区、上原区、木舟区、田沢区、金沢区、中沢区、下新井薬師堂氏子会、芹ヶ沢区、埴原田区、坂室区、両久保区、大沢区、高部区の17団体が認可されています。

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

◎区・自治会へ振込む際に発送する振込通知書の送付先について

【会計課】

区・自治会へお支払いをさせていただく場合、公民館の住所地宛に振込通知書を送付させていただきます。振込確認をする際には、振込通知書が公民館に届いているかご確認をお願いします。

<問合せ先> 会計課(Tel72-2101 内線202)

◎水道料金納入通知書等の送付先変更の届出について

【都市建設部水道課】

区・自治会などでお支払いいただいている水道料金(公民館・消防屯所・公園などの使用分)の納入通知書等の送付先に変更がある場合は、速やかに水道課営業係まで届出をお願いします。

なお、送付先のみ変更される場合は、電話連絡でもかまいません。その際、水道料金納入通知書等に記載されています「お客様番号」をお知らせいただきますとスムーズに手続きができます。

また、水道料金の支払いを口座振替にてご利用いただいている場合で、振替口座を変更する場合は、新たに「口座振替依頼書」による手続きが必要になります。「口座振替依頼書」が必要な場合は、水道課営業係までご連絡ください。

<問合せ先> 水道課営業係(Tel75-5500 直通)

◎市に対する要望について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課、市民課】

市に対する要望事項は、次ページの書式「要望書」に必要事項を記入のうえ、区・自治会からの要望は各地区コミュニティセンターへ、それ以外の団体等からの要望書は市民課へ提出してください。また、要望書の受付はメールや問い合わせフォームからも提出可能となっております。なお、要望書の提出方法をデジタル媒体へ完全移行をするわけではありませんので、ご自身に合った方法でご提出ください。提出されました要望書は、それぞれの担当部課において検討し、理事者決裁を経て、なるべく早く文書にて回答をするように心がけています。また、軽微なものにつきましては、担当課長が直接電話にて回答をするようにしています。

問い合わせフォームをご利用される方は以下から入力してください。



【問い合わせフォーム】URL:<https://logoform.jp/form/tKkC/596853>

※問い合わせフォームからの入力方法は、35ページを参照してください。

<問合せ先>

各地区コミュニティセンター(連絡先は資料編をご参照ください。)

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

市民課市民係(Tel72-2101 内線256)

年 月 日

(宛先)茅野市長

区・自治会名

代表者氏名

代表者連絡先

[自宅・会社・携帯電話]

下記事項について要望いたします。

要 望 書	
要望事項件名	
要望事項説明	
添付資料・備考	

【問い合わせフォームからの入力方法】

(1)Q1～Q5 まで、申請される方の必要事項を記載してください。

※要望される内容について、担当課から連絡させていただく場合がありますので、正確にご記載ください。

(2)Q6 へ要望事項の件名、Q7 へ要望事項を記載してください。

(3)Q8要望箇所を示してください。道路などで、始点・終点がある場合は Q8 に始点を Q9 に終点を示してください。

※位置情報の入力難しい場合には、Q10 以降に住宅地図などの写真で要望箇所を示してください。

(4)Q10 以降に現状の写真を添付してください。10 枚まで添付することが可能です。

★問い合わせフォームの利用についてご不明な点や改善点は、パートナーシップのまちづくり推進課までお問合せください。

Q1. 日付入力
📅 _____

Q2. 区・自治会名

0 / 60000

Q3. 代表者氏名

0 / 60000

Q4. 代表者連絡先（自宅・会社・携帯電話）
電話番号

電話番号

0 / 15

Q5. メールアドレス
メールアドレス

メールアドレス

メールアドレス (確認)

0 / 128 0 / 128

Q6. 要望事項件名

0 / 60000

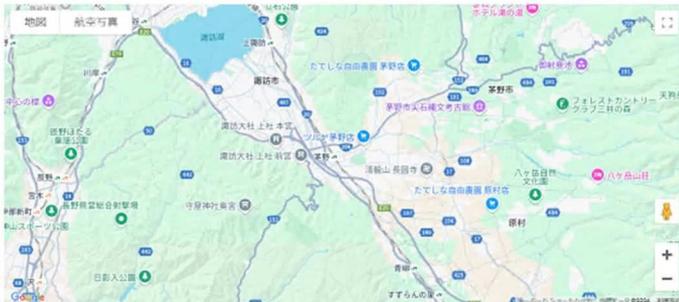
Q7. 要望事項説明

0 / 60000

Q8. 要望箇所の位置を教えてください。
(鉛筆指定する場合は、始点を登録してください。)



Q9. 要望箇所の位置を教えてください。
(鉛筆指定の終点がある場合のみ)



Q10. 画像があれば画像を添付してください①
📷 _____

◎地籍図、土地リスト等の公用申請の取扱いについて

【総務部 税務課】

区長さん、自治会長さんから地籍図の交付や土地リストの閲覧希望がある場合は、公用扱い(手数料無料)にて対応をさせていただきます。ご希望の場合は、下記の申請書記載例を参考にご記入いただき、職印を押印のうえ税務課資産税係の窓口(市役所2階21番)までご持参くださいますようお願いいたします。

職印の押印が無い場合、公用(手数料無料)の扱いができなくなりますので、ご協力をお願いします。

なお、申請書の用紙は 37 ページの様式をコピーしてご使用ください。

<問合せ先> 税務課資産税係(Tel72-2101 内線175)

記載例		証明書交付・閲覧申請書		
(宛先)茅野市長		〇〇年 〇〇月 〇〇日		
窓口に来た方	※本人確認書類を添えて受付にお出ください。 住 所 茅野市〇〇 〇〇〇〇番地 ふりがな 氏 名 〇〇区長 〇〇〇〇 生年月日 明・大・昭・平・令(西暦) 年 月 日 証明が必要な人との関係() (住民票上で同一世帯の親族以外の方は委任状が必要です。)	市役所処理欄 免・マ・在/面・聴 保 / 通 CC 診 () 司・行		
どなたの証明 が必要ですか	※同一世帯内の複数人分が必要な場合は、連名での記入も可能です。 住 所 ふりがな 氏 名 (法人名) 生年月日 明・大・昭・平・令(西暦) 年 月 日	(法人で委任状が無い場合は、代表者印を押印してください。)	職印	
何が必要ですか	1 納 税 証 明 書(車検用以外) 通	19 番窓口まで		
	※軽自動車税車検用は別の申請書(黄色)があります。			
	2 営 業 証 明 書 通	20 番窓口まで		
	3 所 得 ・ 課 税 ・ 扶 養 証 明 書 通			
	4 評 価 証 明 書 通 (土地・家屋 地区 番地)	21 番窓口まで		
	5 公 租 公 課 証 明 書 通 (土地・家屋 地区 番地)			
	6 住 宅 用 家 屋 の 証 明 書 通			
	7 課 税 台 帳 (名 寄) 写 通			
	8 地 籍 図 ・ 航 空 写 真 〇枚	〇〇地区		
	9 土 地 リ ス ト (閲 覧) 〇冊	〇〇番地		
10 そ の 他 の 証 明 書 通				
証明願/(無)資産証明書/世帯状況等証明書/その他()				
※過去の証明が必要な場合は、年度を記入してください。	年度			
複写	コピー 枚			
使用目的	金融、扶養、保険、就学支援金、制度資金、車庫証明、建築確認、奨学金、保証人、保育所入所、指名参加、申告用、相続、登記、入管、下水道融資、公営住宅、占用許可、その他()			
No.	取扱者	金額	円	

証明書交付・閲覧申請書

(宛先)茅野市長

年 月 日

窓口に来た方	※本人確認書類を添えて受付にお出してください。		市役所処理欄 免・マ・在／面・聴 保／通 CC 診 (司・行
	住所	生年月日 明・大・昭・平・令(西暦) 年 月 日	
どなたの証明 が必要ですか	※同一世帯内の複数人分が必要な場合は、連名での記入も可能です。		(法人で委任状が無い場合は、代表者印を押印してください。)
	住所	生年月日 明・大・昭・平・令(西暦) 年 月 日	
何が必要ですか	1 納 税 証 明 書(車検用以外) 通		19 番窓口まで
	※軽自動車税車検用は別の申請書(黄色)があります。		
	2 営 業 証 明 書 通		20 番窓口まで
	3 所得・課税・扶養証明書 通		
	4 評 価 証 明 書 通 (土地・家屋 地区 番地)		21 番窓口まで
	5 公 租 公 課 証 明 書 通 (土地・家屋 地区 番地)		
	6 住宅用家屋の証明書 通		
	7 課 税 台 帳 (名 寄) 写 通		
	8 地 籍 図 ・ 航 空 写 真 枚	地区 番地	
	9 土 地 リ ス ト (閲 覧) 冊		
10 その他の証明書 通 証明願／(無)資産証明書／世帯状況等証明書／その他()			
※過去の証明が必要な場合は、年度を記入してください。		年度	
複写	コピー 枚		
使用目的	金融、扶養、保険、就学支援金、制度資金、車庫証明、建築確認、奨学金、保証人、保育所入所、指名参加、申告用、相続、登記、入管、下水道融資、公営住宅、占用許可、その他()		

No.	取扱者	金額	円
-----	-----	----	---

持続可能な区・自治会運営にむけて

◎区・自治会への加入について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課】

茅野市は、自助(市民力)、共助(地域力)、公助(行政力)による公民協働のまちづくりに取り組んでいます。

区・自治会は、私たちの暮らしに身近な地縁に基づく自治組織です。安全・安心な住みよい地域をつくるためには、そこに住む市民の皆さんの力によってまちづくりを進める必要があります。住民相互の連絡、防災や防犯、環境美化や資源物分別収集、除雪など、日頃から日常生活に密着したコミュニティ活動に区・自治会の単位で取り組んでいただいています。

私たちは、東日本大震災や近年多発している集中豪雨、雪害などを通じて、地域の安全・安心にとっての、「ひと」と「ひと」との「絆」、地域での助け合いと支え合い、そして、これらを築く地域コミュニティの大切さを改めて実感しました。

自分たちの地域や生活の場をもっと暮らしやすくするためには、全ての方が区・自治会に加入し、地域の活動に参加していただくことが望ましい姿と考えています。転入等でその地域に暮らすことになったときには、区・自治会へ加入していただき、力を合わせて地域づくりを進めていただきたいと願っています。

加入を勧めるにあたっては、広報紙など市からの各種配布物や回覧物が届けられることや資源物やゴミ出しが地域の協力のもとに行われていること、公民館や子ども会などの活動が行われていること、公民館などの施設が利用できることなど区・自治会の活動内容や、そのための「加入金」「区費・自治会費」、住民の方々の「役割」等についても丁寧に説明することが必要です。

また、入区の妨げになるような制度や仕組みがあれば見直していく等、全ての方が区・自治会に加入しやすい仕組みづくりをお願いします。

市では、転入手続き時に「茅野市暮らしのガイドブック」等により入区の必要性を説明しています。区・自治会においても、区域内への転入者、新築アパート等の家主さんなどと連絡を密にし、加入を勧めていただきたいと考えています。その際には、市区長会長会と市と協働で作成しました「区・自治会加入促進の手引き」を、必要に応じてご活用ください。

また、各区・自治会において独自に作成した入区案内のためのチラシ等がありましたら、市への転入手続き時に上記のガイドブックと合わせて配布させていただきますので、各地区コミュニティセンターまたは担当課までお届けください。

なお、区・自治会において新たに入区案内のチラシを作成するときは、各地区コミュニティセンターがお手伝いをさせていただきますので、ご相談ください。

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

◎区・自治会と神社との関係の望ましい在り方について

【市民環境部 パートナーシップのまちづくり推進課】

市内には地域に多くの神社があり、それぞれが様々な経緯の中で設けられ、その運営も様々な形態で行われています。

市が平成12年に実施した区・自治会における状況調査の結果では、区・自治会によっては、神社の運営経費が区・自治会の会計の中に含まれていたり、氏子総代などが区・自治会の役員として位置付けられていたりして、神社に関する事項が区・自治会が行う業務の一部として位置付けられていると思われる状況があります。

区・自治会というひとつの団体の在り方を考えるとき、区民・自治会員が区費・自治会費として納めたお金が望みもしないのに神社の運営に当てられるという取扱いや、区・自治会に加入することによって、必然的に、特定の神社の氏子になるという扱いは、個人の宗教観の違いからして適当ではないと考えられます。

こうしたことから、神社の運営については、区・自治会の組織とは別の組織を設けて運営していただくとともに、神社の運営にかかわる経費についても、区・自治会の会計とは分離して、別の会計を設けて経理していただくことが適当であると考えます。

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

◎男女共同参画社会の実現をめざして

【生涯学習部 生涯学習課】

茅野市では、男女がお互いの特性と人権を尊重してそれぞれの個性や能力を発揮し、いきいきと生きる“男女共同参画社会の実現”を目指し、平成13年に茅野市男女共同参画基本条例を制定しました。平成15年には、茅野市男女共同参画計画(はつらつプラン21)を策定し、現在は、第4次茅野市男女共同参画計画(はつらつプラン21)に基づき、茅野市男女共同参画推進会議の委員と共に各種取組を進めています。

この取組の一環として、区・自治会における方針等の企画・決定の場への女性参画の啓発を兼ね、区・自治会の女性役員の登用状況等に関する調査を毎年行っています。調査結果から、女性役員の必要性や、今後役員に女性を登用することを考えている区・自治会は増加傾向にありますが、実際に女性役員の登用をしている区・自治会は、まだ少ない状況です。

豊かで住みよい地域コミュニティを形成し、地域力を高めていくためには、男女が共に地域の福祉や教育、環境、防災等の問題に取り組むことが必要です。従来からの慣習や制度を改めると共に、対等なパートナーとして意見を出し合い、共に責任を分かち合いながら取

り組んでいくことが求められます。

頻発する災害により自主防災組織などの防災分野においても女性の参画の必要性が指摘されています。

男女共同参画社会実現に向け、区・自治会における企画・決定の場への女性の参画が進みますよう積極的な取り組みをお願いします。

— 男女共同参画推進会議の取組紹介 —

○令和5年度 男女共同参画をテーマにした川柳 入賞作品の紹介

性別に関係なく、誰もが学校や職場、家庭の中でいきいきと活躍できる社会をイメージできる作品を募集したところ、9歳から91歳までの方から91句の応募をいただきました。選考の結果、入賞した作品を紹介します。

部門	賞	作 品
小学生の部	最優秀賞	みんな同じ みんな楽しい みんないい
	優 秀 賞	わたしやぼく 個性がたくさん たのしいよ
	佳 作	たのしいな かぞくといっしょに おりょうりだ
	佳 作	そだてよう みんなの個性 いろいろだ
	佳 作	全員の 力をあわせる なかよくね
中学生の部	最優秀賞	男らしく 女らしくじゃなく あなたらしく
一般の部	最優秀賞	ジェンダーレス まずはあなたの 意識から
	優 秀 賞	価値観を 決めつけしないで 認め合おう
	佳 作	育休の パパに抱 ^{いだ} かれ 木陰かな
	佳 作	団結で 茅野市を起す 輪を広げ
	佳 作	お互いに 得意なところで 支え合おう

男女共同参画社会とは、

男女がお互いを尊重し、性別に関係なく、能力を発揮できる社会のことです。

<問合せ先>

生涯学習課生涯学習係(TEL72-2101 内線635)

区・自治会の役員等の負担軽減・担い手不足への対応について

近年の高齢化や人口減少、加入率の低下により区・自治会等の役員の担い手不足が深刻化しており、区・自治会活動の持続に困難を来しつつあります。令和4年度から取組を進めてきました区・自治会役員等の負担軽減や担い手不足の解消に向けた見直しについて、市区長会長会との意見交換やモデル区会議での協議や試行により、令和7年(一部令和6年実施済)から以下の負担軽減策を実施します。

1 令和6年見直し実施事項

(1) 市役所からの役職推薦依頼・名簿提出依頼の提出時期・様式の統一

≪内容≫各区の次年役員名簿提出について、これまで依頼時期・様式が異なっていたことや担当課、地区コミュニティセンターから依頼する名簿が重複していたため、依頼時期・様式を統一しました。

(2) 区長宛文書の電子化(一部)

≪内容≫区長宛文書のPDFデータを茅野市ホームページへ掲載(個人情報含むものは除く)し、「広報ちの」とともにインターネット上で閲覧できるようにすることで、各区でのデータによる回覧板配布を可能としました。

2 令和7年からの見直し・検討事項

(1) 区・自治会の役職・業務・運営方法の検討

(2) 要望書手続きの簡素化による負担軽減

≪内容≫要望書の押印不要に伴い、既に電子媒体で提出されている区・自治会もあるが、さらにLoGoフォームによる提出も可能とすることで、区・自治会役員の書類作成に係る負担を軽減します。(本冊子 35 ページ)

(3) 区・自治会回覧板アプリの導入検討

≪内容≫モデル区会議参加区等とともに、回覧板アプリの導入のための検討を進めます。

3 区・自治会運営の効率化に向けた協議

令和5年11月から令和7年12月までモデル区とともに協議予定

※モデル区…塚原区、粟沢区、穴山区、小堂見区

各地区区長会においてもモデル区での協議内容を共有し、また、区・自治会の負担軽減に向けた協議を進めていきます。

<問合せ先>

パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係(Tel72-2101 内線141)

社会福祉法人 茅野市社会福祉協議会からのお願い

【1】『社協会費』のご協力について

茅野市社会福祉協議会(以下「社協」と言います。)は、「誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」を目指して、住民参加の地域福祉活動を推進しています。

社協は、社協会費や寄附金、茅野市からの補助金、受託事業による受託金、介護保険や障害者自立支援事業等の独自事業を財源に運営しており、毎年市民のみなさんに社協会費のお願いをしています。

区長・自治会長様には、6月に社協会費の趣意書と会費の納入封筒の配布、6月から7月にかけて社協会費の取りまとめのご協力をお願いいたします。

市民のみなさんからご協力いただいた社協会費は、地域のささえあいやボランティア活動、地域福祉コミュニティづくりの推進、安心安全なまちづくりを応援するために活用させていただいています。

【2】『赤い羽根共同募金』のご協力について

赤い羽根共同募金は、戦後の住民相互の「たすけあいの心」から戦災孤児や福祉施設などを支援していた民間の活動を国が制度化した募金活動です。

共同募金を推進するため、全国都道府県に共同募金会、市町村単位で共同募金委員会が組織され、その事務局を社協で行っています。

毎年10月1日から全国一斉に募金活動が行われます。区長・自治会長様には、9月に募金の案内・募金封筒の配布、10月から11月にかけて募金の取りまとめのご協力をお願いいたします。なお、募金額は個人の意思としていますが、目安として一戸あたり800円とさせていただきます。

集められた募金は、こどもの居場所づくりや高齢者の見守り・訪問、災害への備えなどに活用され、約6割が市内の福祉活動に還元されています。

【3】小地域「ささえあい活動」の推進について

社協では、住民組織の地区社会福祉協議会(以下「地区社協」と言います。)と協働して、身近な小地域での福祉活動(「小地域のささえあい活動」)を推進しています。

また、茅野市では、身近な地域での福祉の推進役として、各区・自治会に福祉推進委員の選出をお願いしており、福祉推進委員も地区社協の構成員に位置付けられています。この地区社協や福祉推進委員の活動に対しまして、社協のコミュニティソーシャルワーカーが中心となり、様々な形で支援しています。

区長・自治会長様には、身近な地域での福祉活動を進めるために、地区社協と福祉推進委員の活動につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】



(茅野市社会福祉協議会の
イメージキャラクター)

茅野市社会福祉協議会(本部)	73-4431
中部(ちの・米沢・中大塩)※	82-0360
西部(宮川・金沢)※	82-1328
東部(玉川・豊平・泉野)※	82-1521
北部(湖東・北山)※	77-3172

※各保健福祉サービスセンター内

資 料 編

各課で分担している事務内容(概要)

令和7年1月8日現在

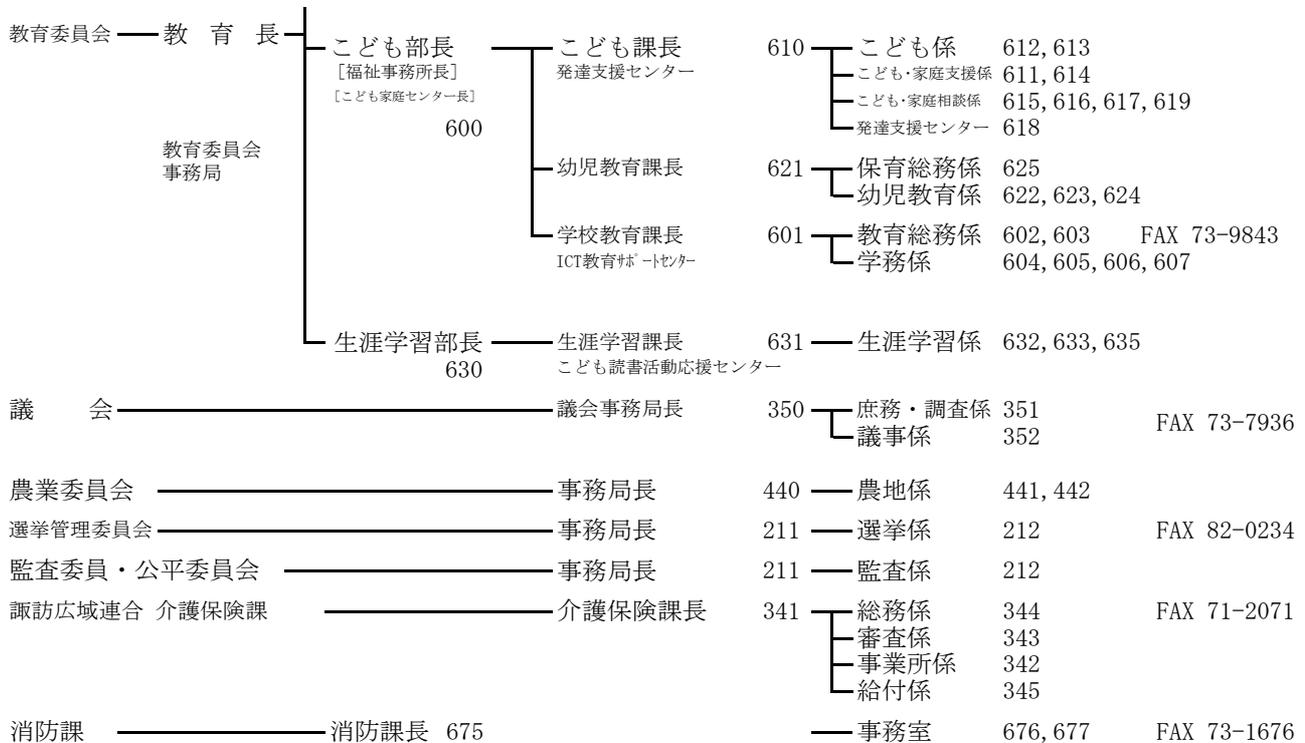
部 課 名		事務・事業のあらまし
総務部	総務課	議案、条例・規則、出張所、市の境界字界変更、職員人事・給与、福利厚生、儀式、表彰、非核平和事業、情報公開・個人情報保護、人財育成、研修
	財政課	庁舎・公用車の管理、普通財産の管理、財産区、工事・委託・物品等の入札及び契約、工事の検査、予算、交付税、起債、行財政改革
	税務課	個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税、税関係の諸証明、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付・返納、市税の徴収・納税相談、収納管理、口座振替、納税証明、租税教室
	防災課	防災・減災、危機管理、国民保護、地域防災計画、災害対策本部、防災会議、自主防災組織、地震防災、対策強化・推進地域、防災行政無線、防災気象情報システム
	消防課 (諏訪広域連合 茅野消防署内)	消防団事務、消防用施設・機械器具・水利等の整備及び維持管理、水火災予防及び啓発宣伝、防犯事務、防火協会事務、諏訪広域消防との連絡調整事務
企画部	秘書広聴課	秘書、渉外、姉妹都市、広聴(まちづくり懇談会、市政への手紙・メール)
	企画課	企画立案、総合計画、総合戦略、広域行政、統計、諏訪広域公立大学事務組合事務局、行政評価
	DX推進課	地域情報化、情報システム管理、マイナンバーカードの利活用、地域DX(デジタルトランスフォーメーション)、特区・規制緩和
	地域創生課	地方創生、シティブロモーション、ふるさと納税、公共交通、多文化共生、外国籍市民相談、婚活支援、広報(広報ちの発行・ホームページ・行政チャンネル・インターネット動画番組企画制作、市長記者会見)
	移住・交流推進室	移住・交流推進
市民環境部	市民課	戸籍(婚姻届・死亡届・出生届等)、住民記録、転入・転出届、印鑑登録、在留関連事務、諸証明、住居表示、マイナンバーカードの申請・交付、ベルビア店窓口、入区案内、埋火葬許可証、市民相談(法律、行政、人権)、自衛官募集、静香苑(火葬場)、県民交通災害共済、永明寺山公園墓地、市民保健保養施設(旭市宿泊施設)利用、臨時運行許可受付、要望書受付(区・自治会以外)
	消費生活センター	消費生活相談、消費生活
	パートナーシップの まちづくり推進課	市民憲章、パートナーシップのまちづくり、地区コミュニティセンター、地区コミュニティ運営協議会、区・自治会関係、地縁団体、区・自治会からの要望書受付、市民活動センター「ゆいわく茅野」の運営、市民・NPO・企業・行政の連携によるまちづくり、市民活動の普及・啓発・支援・情報提供、茅野市みんなのまちづくり支援事業、茅野市ひと・まちプラザの管理
	環境課	自然保護、里山づくり、公害防止、開発等の指導及び規制、太陽光等再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る届出、し尿処理、毛虫・ハチ等に関する相談、飼い犬、墓地経営許可、合併処理浄化槽、放射線測定、河川等水質検査、水資源保全、特定外来植物(アレチウリ・オオハングソウ・オオキンケイギク)対策
	ゼロカーボン推進室	ゼロカーボンの推進、地球温暖化対策
	美サイクルセンター	環境美化、美サイクル茅野との連絡調整、環境自治会、一般廃棄物処理計画、再資源化、最終処分場の維持管理、放置自転車、放置自動車、ごみ及び資源物の収集・運搬及び処理、不法投棄の防止、諏訪南清掃センター及び諏訪南リサイクルセンターとの連絡調整
健康福祉部	社会福祉課	生活保護、生活困窮者自立支援、人権対策、軍人恩給、災害援護、法外援護、市営温泉施設の管理運営、障害児者支援(身体、知的、精神)、日本赤十字社(活動資金、赤十字奉仕団)、保護司会、更生保護女性会、公共交通(路線バス)利用者証、高齢者支援
	保険課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、福祉医療費給付金、介護保険に関する申請受付
	健康づくり推進課	生活習慣病対策、母子保健、歯科保健、各種健診(検診)及び健康づくり、食育推進、精神保健、予防接種、献血、食生活改善推進員、休日当番医
	保健福祉サービスセンター (東部・西部・中部・北部)	保健・医療・福祉に関する総合相談(高齢者、障害児・者、その他)、地域づくりに関する支援(福祉推進委員、保健指導員会事務局、社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーとの連絡調整、その他)、介護予防(脚腰おたっしや教室、健康熟年大学、いきいき健康ルーム他、介護・認知症予防に関する各種講座)、民生児童委員(福祉委員)、福祉21茅野との連絡調整、個別避難計画

産業 経済 部	農林課	農業振興地域整備計画、農業、園芸・畜産の振興、農業資金、災害対策、林道整備、森林造成(除間伐)、狩猟、捕獲許可、伐採届、ほ場整備、ため池、農道、農業用排水路、農地災害復旧、農業振興策の推進、就農相談、営農相談、市民農園、集落営農組織支援、農産物のブランド化の推進
	鳥獣被害対策室	鳥獣被害対策
	商工課	産業振興、企業立地、工場用地、勤労者福祉、労務対策、男女共同参画、通信及び電波、中小企業の金融相談及び斡旋、計量器、商店街活性化事業、産業振興ビジョン、産業間連携、茅野ブランド、産業振興プラザ、産学公連携、コワーキングスペース、創業支援、女性起業支援、事業承継、エネルギー関係
	観光課	観光施策、観光資源保護、観光施設整備、山岳遭難対策 DMOの支援、産業間・地域間の連携体制の構築、広域観光行政
都市 建設 部	建設課	市道及び河川・橋梁の整備事業、道路・水路の境界確認及び払下げ、道路・水路の維持管理及び修繕、災害復旧、占用許可、交通安全、地籍調査
	建設関連課	国道20号バイパス、国県事業の連携調整、河川愛護会
	都市計画課	都市計画道路、用途地域、地区計画、区画整理事業、中心市街地整備、市営住宅、建築確認、建築物耐震化、危険ブロック塀対策、災害危険住宅移転、空家等対策、都市公園、景観、市営駐車場(青空、地下、茅野駅東口、茅野駅前、市民館第1・3・4・5、青柳駅前)
	水道課	水道水の供給、水道新設・増設・開栓・休止及び廃止、メーターの交換、水道料金、下水道使用料、上下水道工事、下水道受益者負担金、下水道水洗便所等の改造資金融資制度
会計課		現金保管・出納、指定店窓口、決算
教育 委員会 子ども 会事務 局	子ども課	子ども・家庭に関する総合相談及び支援、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、どんぐり手帳、青少年健全育成、0123広場・CHUKOらんどチノチノ・地区子ども館・発達支援センター(やまびこ園)の管理・運営、どんぐりネットワーク茅野との連絡調整、子ども・家庭に係る計画の策定および推進、学童クラブ、茅野市少年育成センター
	幼児教育課	保育園の運営、保育園における子育て支援、入所受付、保育料算定、園舎の維持管理、栄養指導
	学校教育課	小学校・中学校の児童生徒の就学、学校保健、教科書、通学区域、教育相談、学校の整備及び管理、育英事業、中学校台湾交流事業、情報教育の推進
教育 委員会 生涯 学習部	生涯学習課	社会教育委員、人権教育、読書活動、男女共同参画、ロングモント市ホームステイ交流、文化・芸術、文化財の保護・保存に係わる取次業務、学校施設の開放(校舎内)、二十歳の式典、図書館、子ども読書活動応援センター、市民館
	中央公民館	各種講座・講演会・高齢者大学・芸術祭等の開催、公民館報発行、各地区事業(スポーツ大会・文化祭・文化活動等)の推進、分館活動支援、中央公民館の維持・管理
	文化財課	文化財の保護と活用、文化財の指定、指定文化財への補助金交付、史跡公園の整備と管理、埋蔵文化財の発掘調査、尖石縄文考古館・青少年自然の森・八ヶ岳総合博物館・神長官守矢史料館の管理及び運営
	縄文プロジェクト推進室	縄文プロジェクトの推進
	スポーツ健康課	スポーツ教室・スポーツ大会の開催・支援、運動公園施設・永明社会体育館の維持管理、スポーツ推進委員、スポーツリーダー
議会事務局		本会議及び委員会、請願・陳情、議会の傍聴、会議録の作成・閲覧、公聴会
農業委員会事務局		農地転用、農地の斡旋及び農地紛争の調停、農業者年金、農地の所有権移転・賃借権設定
選挙管理委員会事務局		国県市、財産区の選挙人名簿の管理及び選挙の執行
監査事務局		市の財務、事業の管理状況等の監査及び決算審査
公平委員会事務局		職員の勤務条件、不利益処分等措置要求した場合の審査判定・措置
固定資産評価委員会事務局		固定資産台帳に登録された価格に関する不服審査及び決定

茅野市役所内線番号表 (代表 : 72-2101)

(令和7年1月8日現在)

市長	副市長	地域創生政策監	総務部長	総務課長	131	行政係	132, 133	FAX 72-9040
						職員係	134, 135	職員互助会 555
						人財育成係	135	
			110	財政課長	161	財政係	164, 165	FAX 72-8522
						行革推進係	168	
						契約検査係	166, 167	
						管財係	162, 163	車両管理室 140
				税務課長	171	市民税係	172, 173, 174	FAX 82-0236
						資産税係	175, 176, 177, 178	
						諸税係	179, 180, 192	
						収税係	194, 195, 196, 197, 198, 199	
				防災課長	181	防災係	182, 183	防災無線室 184
			企画部長	秘書広聴課長	121	秘書広聴係	122	
			150	企画課長	151	企画係	152, 153	
				DX推進課長	241	自治体デジタル係	242, 243	
				DX企画幹	244	地域DX推進係	244, 245	
				地域創生課長	231	地域創生係	232, 233	
				移住・交流推進室		広報係	234, 235	
						移住・交流推進係	236	
			市民環境部長	市民課長	251	市民係	254, 255	市民相談 256
			250	消費生活センター		戸籍係	252, 253, 257, 258	
				パートナーシップのまちづくり推進課長		コミュニティ推進係	141, 142	(市民活動センター)
						市民活動推進係		
				環境課長	261	環境保全係	262, 263	
						公害衛生係	264, 265	
				ゼロカーボン推進室長	271	ゼロカーボン推進係	272	
				美サイクルセンター(清掃センター)		業務係	380, 381, 382	
			健康福祉部長	社会福祉課長	301	高齢福祉係	302, 303, 304	FAX 73-0391
			[福祉事務所長]	地域障害者自立生活支援センター		障害福祉係	315, 316	
			300	生活就労支援センター		生活福祉係	317, 318	
				保険課長	321	介護保険係	334, 335, 336, 337	
						国保年金係	322, 323, 324, 325	
						後期高齢・福祉医療係	326, 327, 328	
				健康づくり推進課		健康総務係	330, 331	(健康管理センター)
						健康推進係		
				保健福祉サービスセンター		福祉21推進係	332	(中部保健福祉サービスセンター)
			産業経済部長	農林課長	401	農政係	403, 404	
			400	産業企画幹	402	林務係	405	FAX 72-4255
						土地改良係	406, 407	
				鳥獣被害対策室		鳥獣被害対策係	408	
				商工課長	431	工業・産業振興係	432, 433	
						商業労政係	434, 435	
				観光課長	421	観光係	422, 423	FAX 72-5833
			都市建設部長	建設課長	501	管理係	502, 503, 510	道路台帳511
			500			維持係	504, 505	FAX 82-0235
						建設係	506, 507	
						交通安全係	512	
						地籍調査係	509	
				建設関連課長	521	建設関連係	522, 523	
				都市計画課長	531	都市計画係	532, 533, 534	FAX 82-0237
						公園景観係	535, 536	
						住宅係	537, 538	
						建築係	539, 540	
				水道課長	661	庶務経営係	652, 653	FAX 72-1301
				白樺湖下水道組合		営業係	662, 663, 664, 670	
						上水道整備係	667, 668	
						給水維持係	665, 666	
						下水道整備係	655, 656	
						下水道管理係	654, 657	FAX 72-9868
				会計管理者	201	会計係	202, 203, 204, 205	FAX 82-0238



地区コミュニティセンター電話番号

施設名	電話番号	FAX番号
ちの地区コミュニティセンター	72-4959	82-5215
宮川地区コミュニティセンター	71-1602	71-1612
米沢地区コミュニティセンター	71-1603	71-1613
豊平地区コミュニティセンター	71-1604	71-1614
玉川地区コミュニティセンター	71-1605	71-1615
泉野地区コミュニティセンター	70-1606	70-1616
金沢地区コミュニティセンター	71-1607	71-1617
湖東地区コミュニティセンター	71-5008	71-5018
北山地区コミュニティセンター	71-5009	71-5019
中大塩地区コミュニティセンター	82-7088	81-7089